

# よくわかる 介護保険制度 Q&A<sub>④</sub>

(平成12年4月スタート)

**Q 介護保険のサービスを受ける手順は?**

**A** 次の手順により、サービスを受けることができます。

## 1. 申請書の提出

本人または家族が町に申請書を提出（申請は平成11年10月1日からできます）

## 2. 町の調査

申請に基づき、町の職員等が家庭を訪問し、食事や入浴、排泄など日常生活の調査をするとともに、主治医に意見を求めます。

## 3. 判定

保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で、訪問調査の結果と主治医の意見書を参考にして、介護が必要かどうか、必要な場合には、その程度（介護度）についての判定を行います。



## 4. 介護サービス計画の作成

審査の結果、介護が必要と認定されると介護支援専門員（ケアマネージャー）が介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。ケアプランはどの介護サービスを利用するのか決めるもので、本人や家族の希望を十分に尊重しながら作成します。また、ケアプランは自分で作成することもできます。

## 5. 介護サービス

ケアプランが決まれば、それに基づいて介護サービスが受けられます。

問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎(84)1158  
内線 213

## 新春初泳ぎを楽しむ

▷光海洋センター無料開放◁

海洋センターで、1月5日新春初泳ぎ無料開放が行われ、冬休み中の多くの子供たちや一般の参加者で賑い初泳ぎを楽しみました。泳ぎ終わった後は暖かい甘酒で新年を祝いました。

この無料開放は、これからも行われます。来年は、ぜひみなさんも来てみてください。



初泳ぎにはたくさん的人が来場しました。

## 民事訴訟法 施行後1年が経過して

千葉地方裁判所

新しい民事訴訟法が施行されて1年が経過し、民事裁判に変化が表れています。

新しい民事訴訟法は、裁判の早い段階で紛争のポイント（争点）を明らかにした上で、その争点に絞って集中して証人等の尋問を行うことを大きな柱としています。実際、各裁判所では、当事者から内容の充実した書面が早期に提出されるようになり、よりスムーズな争点の整理、集中した証人等の尋問が行われ、裁判の進行も早くなっています。

その他、電話・テレビ会議装置といった情報通信機器を利用することにより、当事者や証人が裁判所に出向く時間的、経済的負担も大幅に軽くなりました。

今後も、みなさんに利用しやすく判りやすい手続きをめざし、より正しくより早い紛争の解決に取り組んでいきます。